

厚生年金保険法施行令第四条の六第一項等に規定する日本年金機構に保険料等の収納を行わせるに当たつての公示

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第四条の六第一項、国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十一条の十四第一項、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十四条の五第一項、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十九条第一項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第十六条第一項、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第九条第一項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）第七条第一項及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。なお、平成二十二年一月四日厚生年金保険法施行令第四条の六第一項等に規定する日本年金機構に保険料等の収納を行わせるに当たつての公示は、廃止する。

厚生労働大臣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第一百条の十一第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十一条の十一第一項、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の六第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十三条の六第一項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第三十二

条の八第一項、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）第二十二條第一項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十八條第一項及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四十七條第一項の規定に基づき、各法律の条項に規定する保険料等の収納を、日本年金機構に行わせることとする。